

地方自治法改正に伴う総合計画の取扱いについて

【経緯】

これまで総合計画については、地方自治法第 2 条第 4 項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていたが、国の地域主権改革の下、平成 23 年 5 月 2 日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなった。

地方自治法

第 2 条第 4 項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 **削除**

総務大臣通知（総行行第 57 号 総行市第 51 号 平成 23 年 5 月 2 日）抜粋

第 4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第 2 条第 4 項関係）

なお、改正法の施行後も、法第 96 条第 2 項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。

：（略）

十五 その他法律又はこれに基づく政令・・・

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

【基本構想に関する条例の制定について】

(1) 各自治体の対応

自治体	条例	内容
府中市	府中市総合計画条例	第 6 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。
武蔵野市	武蔵野市長期計画条例	第 5 条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。
調布市	調布市基本構想を地方自治法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例	市が総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想については、これを地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項に規定する議会で議決すべき事件とする。
町田市	町田市議会の議決すべき事件に関する条例	第 2 条 議会の議決すべき事件は、市が総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。
青梅市	青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例	第 2 条 市長は、青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画を策定し、変更し、または廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。
三鷹市	三鷹市自治基本条例	第 13 条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

多摩地域では、各市の「総合計画条例」、「議決すべき事件に関する条例」、「自治基本条例」により地方自治法改正後も、基本構想を議会の議決を経て定めることを規定している。

なお、次期計画策定まで期間がある自治体は、特に対応していない。

(2) 西東京市における基本構想の取扱いについて

地方自治法の改正に伴い、「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営をはかるための基本構想を定め」る義務付けは廃止された。

しかし、総合計画は、従来から市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきと考え、総合計画策定審議会に諮問し、策定作業を開始している。また、まちづくりのビジョンである基本構想は、市民の代表である市議会の議決を経ることで、市全体の総意により策定されたものであることを裏付けるためにも必要かつ重要なことであると考ええる。

したがって、西東京市では条例を新たに定めて、これに則り基本構想を策定し、議会の議決を経ることとしたい。